

## 予算執行の情報開示充実に関する指針

平成 22 年 3 月 31 日

内閣官房国家戦略室

### I 本指針の目的

本指針は、納税者の視点に立った予算編成・執行を行い、予算の透明性・効率性を高めていくために、予算執行に関する情報開示を抜本的に強化し、国民自らが支出の無駄をチェックできるようにするとともに、この取組みを通じて、行政自らのマネジメントの改善につなげることを目的とする。

特に、以下の視点に重点を置いて取り組むこととする。

- (1) いたずらにコストをかけて「開示のための開示」を行うのではなく、財政支出の透明化・効率化に役立つ情報を、できるだけ国民がアクセスしやすい形で開示する。
- (2) 予算執行の情報開示は、これまで累次の取組みにより、各府省においてすでに様々な形で行われているが、開示の形式・内容にばらつきがあり、国民の側からみて、どこにどのような情報があるのか、必ずしも分かりやすい形となっていなかった。既存の情報開示を含めて適切に再構成することにより、作業の重複を排除するとともに、できるだけ情報の一覧性、検索容易性を高める。

なお、本指針は、ミニマム・スタンダードとなるべきものであり、各府省自ら、さらなる情報開示の充実に取り組むことが望ましい。

- (注) 以下に示す情報開示は、特に注記のない限り、各府省のホームページにおいて行うものとする。また、数値データについては、特段の支障のない限り、PDF 形式ではなく、Excel 等、編集可能な形式で公開する。

### II 予算支出状況の継続的な開示

年度を通じた予算の支出状況を透明化するとともに、年度末の使い切りなど無駄な予算執行について、国民や予算監視・効率化チームの目にさらすことによる抑止を図るため、各府省において、予算の支出状況を定期的に関示する。

従来から財務省において公表されている「予算使用の状況」、「国庫歳入歳出状況」に加えて、各府省において所管・組織・項別に、毎月の支出状況を公表する。特に、年度末に、事務経費等の無駄な駆け込み執行や不要不急な

出張等が行われていないか、国民の目から監視を可能とするため、庁費及び旅費については、目ベースの数字を公表する。

ただし、支出状況を開示することにより適切な行政の遂行に支障が生じるおそれのあるものについては、各府省の判断で、開示を行わないものとする。その場合は、その旨を注記することとする。

開示する情報の更新は、定期的・継続的に、少なくとも四半期ごとに行うものとし、当該期間の終了後、適宜に遅滞なく行う。

上記の各府省の情報開示について、財務省のホームページにリンクを設ける。

### Ⅲ 予算執行に関する意思決定の情報開示

公共調達、公共事業の実施、補助金の交付といった、予算執行に関する典型的な意思決定について、非効率・不透明な行為を抑止し、国民への説明責任を強化するため、以下の取組みを行う。

#### 1. 公共調達に関する情報開示

(1) 現在、「公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）」に基づき、各府省において、競争入札と随意契約の別、及び公共工事と物品等・役務の提供の別に分けて、少額のものを除き全ての契約に係る情報の公表を行うこととされているところであり、引き続きこれを適切に行う。また、財務省ホームページに、各府省の該当ページへのリンクを設ける。

(2) 現在、各府省において、随意契約見直し計画を策定し、競争性のない随意契約から競争性のある契約への移行を進めるとともに、見直し後も競争性のない随意契約として残らざるをえないものの概要について公表しているところであり、引き続きこれを適切に行う。また、財務省ホームページに、各府省の該当ページへのリンクを設ける。

#### 2. 公共事業等に関する情報開示

(1) 各年度の当初予算の概算決定後、遅滞なく、予算で実施を見込む直轄事業（事業評価の対象となっている事業。災害関係事業や維持管理事業は除く。下記(2)及び(3)においても同様。）について、以下の事項を公表する。

①実施都道府県名

②事業名

③全体事業費

④B/C等（その他施設費等、B/Cでは便益を図れないものについては、独自の評価点を設定。（2）においても同様。）

(2) 直轄事業について、実施計画の決定後、遅滞なく、次に掲げる事項を個所別に公表する。公表は、本府省のホームページにおいて行うほか、各地方支分部局等で実施する事業については、各地方支分部局等のホームページで公表することができる。(ただし、本府省のホームページにおいて、リンクを設ける。) 補助事業についても、当面は主な事業を対象に、直轄事業と基本的に同様の取組みを行うものとする。

- ① 実施都道府県名
- ② 事業名
- ③ 全体事業費
- ④ B/C等
- ⑤ 当該年度の事業費
- ⑥ 前年度の公表内容から変更がある継続事業の場合の変更理由及び内容

(3) 直轄事業の事業内容等の詳細情報について、各地方支分部局等において公開する。(分量が多大な場合、ホームページへは概要のみ掲載し、求めに応じて情報提供する方法によってもよい。)

(4) 非公共事業であっても、公共事業と同様に、複数年にわたるプロジェクトとして行われるものについては、段階的に、公共事業に準じた情報開示を行うこととし、詳細について引き続き検討する。

### 3. 補助金に関する情報開示

補助金等(「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条に規定する補助金等をいう。)の交付決定について、次に掲げる事項を公表する。公表は、四半期ごとに各四半期終了時から45日以内に本府省のホームページにおいて行うほか、各地方支分部局等で実施する事業については各地方支分部局等のホームページで公表することができる。(ただし、本府省のホームページにおいて、リンクを設ける。)

補助金の件数が膨大な場合には、各府省の判断により、開示対象の限定等を行うことができるが、その場合には、開示対象を限定した旨及び、求めがあればさらに詳細な情報を開示する旨を明示するものとする。また、既に下記のような情報を公表している補助金については、当該公表を行っているホームページへのリンクを掲載する等、一覧性に留意しつつ、重複を避ける対応を行うことができる。交付決定額の公表が、交付先法人における入札予定価格を推知させる等の特段の問題がある場合は、公表時期を遅らせる等の対応を行うことができるものとする。

- ① 事業名
- ② 補助金交付先名
- ③ 交付決定額
- ④ 支出元会計区分（一般会計・特別会計の別、特別会計の場合は勘定名も記載）
- ⑤ 支出元（目）名称
- ⑥ 補助金交付決定等に係る支出負担行為ないし意思決定の日

#### IV 予算の支出目的に着目した情報開示

予算が具体的にどのような相手に対して支出されるか、どのような目的に支出されるかについては、予算編成段階で十分な精査を行うことが困難な場合が多々あり、国民、国会、財政当局のチェックが及ばないところで、無駄な予算執行が行われてきたのではないかという問題がある。

こうした観点から、公益法人への支出等に係る公表について（平成 21 年 3 月 31 日付内閣官房行政支出総点検会議担当室発事務連絡）により情報開示が要請されていた経費のうち、委託調査費及びタクシー代の執行実績については特に、情報公開が無駄の抑止につながるのみならず、行政活動自体の効率性向上に資すると考えられるため、下記の要領により開示を行う。（開示の様式等については、同事務連絡を参考にする。）なお、同事務連絡により開示が要請されていた、公益法人への支出及び広報経費については、「事務事業の横断的見直しについて」（平成 21 年 11 月 19 日行政刷新会議決定）で見直しの必要性が指摘されたところであり、IT 調達等、同決定で言及されている他の経費とも併せ、今後の検討課題とする。

また、より広く、予算が支出され、最終的な受益者に渡っていく過程において無駄や不公正がないかチェックしていくことが重要であり、今後、行政刷新会議による行政事業レビューの結果等も踏まえ、予算の支出先に関する情報開示のあり方についてさらに検討していく。

##### (1) 委託調査費

委託調査については、費用に比して、必要性や成果物の質が乏しいのではないか、特定の法人に対し不透明な形で委託がなされているのではないかと、といった問題が指摘されてきた。また、成果物について行政の内外で十分に共有されておらず、重複や無駄を生じているとの問題もある。

こうした問題に対処するため、委託調査費の支出状況について、四半期ごとに取りまとめ、以下の事項を公表する。（成果物については、完成後に公表。）

- ①調査の名称・概要
- ②契約の相手方名
- ③契約形態（一般競争入札、企画競争随意契約、等）
- ④契約金額
- ⑤契約締結日
- ⑥成果物

成果物のうち、広く公開することにより適切な行政の遂行に支障が生じるおそれのあるものについては、各府省の判断で、公開を行わない、または、求めに応じて公開する等の対応を行うことができる。また、成果物の分量が多大な場合、ホームページへは概要のみ掲載し、求めに応じて公開する等の対応を行うことができる。

ただし、委託調査は国民の税金により行われていることにかんがみ、各府省はできるだけ積極的な公開に努めるものとし、特に、海外調査に係る成果物については、重複排除及び行政資源の有効活用の観点からも、できる限りホームページ上での公開を徹底する。

成果物の公表については、各府省ホームページに、できるだけ使い勝手のよい一覧表等を掲載するとともに、e-Gov（電子政府の総合窓口）サイト内に一元的なリンクを設ける。

## （2）タクシー代

タクシー代の支出については、過去、不適切な事例が見られ、また、タクシー代の存在自体が、不必要な超過勤務を助長し、行政の効率性を阻害しているのではないかとの指摘もある。

こうした観点から、四半期ごとに、会計別（特別会計の場合は勘定別）、組織別にタクシー代の支出実績を集計し、公表する。

## V 予算執行情報開示に関する一元的なアクセス・ポイントの創設

各府省は、ホームページにおける予算執行情報開示について、一元的なポータルとなるページを設ける。予算執行情報ポータル・ページへは、各府省のトップページから直接のリンクを張るか、又は、トップページから予算・決算等のポータル・ページへのリンクを張った上で、当該予算・決算等のポータル・ページからのリンクを張る。

また、財務省ホームページ及びe-Gov（電子政府の総合窓口）に、全府省の予算執行情報に関する一元的なポータルとなるページを設ける。当該ページには、各府省の予算執行情報ポータル・ページへのリンクを設けると同時に、テ

一マ別に、各府省の該当ページへのリンクを設ける。

## VI 予算監視・効率化チームの役割

予算監視・効率化チーム（予算監視・効率化チームに関する指針を参照のこと。）は、本指針に基づく情報開示の充実への取組みについて、スケジュール等を予算執行計画に盛り込み、進捗管理、進捗状況の公表を行う。また、本指針自体の見直しの必要性について検討を行い、必要に応じ、国家戦略室に提案する。

チームリーダー会合においては、各府省の取組みに関する意見交換を行い、グッド・プラクティスの共有を図る。

## VII 補足事項

(1) 本指針に基づく取組みは、平成 22 年度開始時点から実施することを基本とするが、困難なものは、年度開始後、できるだけ速やかに実施する。

(2) 今後、各府省ポータル・ページ及び e-Gov（電子政府の総合窓口）サイト内全府省ホームページ検索において、予算執行情報に関する検索性の向上を検討する。このための費用については、府省横断的な検討を経て、平成 23 年度概算要求までに、所要の経費を盛り込むかどうかを判断する。

また、本指針に言及された情報開示の実施その他、予算関係事務の効率的な遂行、人的・物的コストの削減のために必要な予算関係のシステム整備についても、今後、府省横断的に検討を行っていく。

(3) 本指針については、原則として毎年度終了後、さらに必要があれば適時、国家戦略室において見直しの検討を行い、必要に応じ改訂する。

【参考】

予算編成等の在り方の改革について（平成 21 年 10 月 23 日閣議決定）抜粋

国民主権の下で、納税者の視点に立った予算編成を行い、予算の効率性を高めていくために、平成 22 年度予算から、下記の改革を実施する。

（中略）

3. 年度末の使い切り等、無駄な予算執行の排除

- (1) 各府省は、予算の執行状況を定期的にホームページで開示する。また、公共事業等の個所付け等、予算執行上の重要な決定についても開示を行う。

これらの執行に関する情報開示については、検索機能を付与するための準備を進める。執行情報開示の詳細については、平成 22 年度開始までに、国家戦略室において指針を示す。

